

## 船員保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書

### 【手続概要】

この申出は、被保険者から産前産後休業取得の申し出があった場合に、船舶所有者が行うものです。この申出により、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の前月（産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月）までの期間の保険料が免除されます。

産前産後休業とは、妊娠中と出産の日後 56 日目までの間で、妊娠または出産に関する事由を理由として労務に服さなかった期間をいいます。

※出産とは、妊娠 85 日（4 か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶を含みます。

### 【添付書類】

不要

ただし、被保険者から育児休業等取得の申し出があったにもかかわらず、船舶所有者が期限内に届書を提出できなかった場合について、理由書および被保険者が休業していることの事実確認ができる書類の添付が必要です。

### 【留意事項】

○この申出は、被保険者が産前産後休業を取得する度に、船舶所有者が手続きを行う必要があります。また、産前産後休業期間中または産前産後休業終了日から起算して1 か月以内に行わなければなりません。

○産前産後休業期間中における給与が、有給、無給であるかは問いません。

○この申出は、平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる方が保険料免除の対象となります。

### 【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

### 【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請